

須坂市事後審査型条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、入札及び契約の適正化の推進を図るために須坂市が行う事後審査型条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関して須坂市財務規則（平成2年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、「事後審査型条件付一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札において、開札後に入札参加資格要件の確認審査を行い、落札者を決定する方式の入札をいう。

(対象案件)

第3 対象となる案件は、建設工事の請負、建設コンサルタント等の業務及び物品購入等とする。

(入札参加資格要件)

第4 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格要件」という。）は、公告の日から落札決定日の間において、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 共通して設定する入札参加資格要件

- ア 須坂市建設工事入札参加資格者名簿、須坂市建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿又は須坂市物品等入札（見積）参加資格者名簿に記載のある者であること。
- イ 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 須坂市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成6年告示第27号）又は須坂市における製造の請負、物品の購入その他の入札参加資格の審査等に関する要綱（平成24年9月10日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者でないこと。
- オ 須坂市暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第6条第1項の規定による暴力団関係者でないこと。
- カ 対象案件に係る設計業務の受託者でないこと。

(2) 目的ごとに設定する入札参加資格要件

ア 建設工事

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止処分を受けていないこと。

(イ) 有効な経営事項審査結果通知を有していること。

イ 建設コンサルタント等の業務

(ア) 測量法（昭和24年法律第188号）第57条に基づく営業停止処分を受けていない者であること。

(イ) 測量にあつては、測量法第55条第1項の規定による登録を受けていること。

(ウ) 建築関係建設コンサルタントにあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。

(3) 案件ごとに設定する入札参加資格要件

ア 入札に付する建設工事の種類、業務の種類又は営業品目に対応した入札参加資格を有す

ること。

- イ 建設業の許可、業務（部門）の登録又は営業許可等に関する要件を満たしていること。
- ウ 営業所の所在地に関する要件を満たしていること。
- エ 資格総合評点に関する要件を満たしていること（建設工事のみ）。
- オ 施工実績、履行実績又は納入実績に関する要件を満たしていること。
- カ 配置技術者に関する要件を満たしていること。
- キ 地域貢献等に関する要件を満たしていること。
- ク その他予算執行者が定めた要件を満たしていること。

（入札の制限）

第5 次の各号に掲げる者は、同一の一般競争入札に参加することができない。

- （1）会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者。
- （2）一方の会社役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合及び一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者。
- （3）第4第1項第1号キに規定する者と前各号に掲げる関係にある者は、同一の一般競争入札に参加できない。

（入札の公告）

第6 一般競争入札を実施するときは、須坂市ホームページへ入札公告を掲載する。電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）の場合は、電子入札システムに掲載する。

2 前項の入札公告には、規則第106条に掲げるもののほか、次に掲げる事項もあわせて公告する。

- （1）入札参加申請に関する事項
- （2）設計図書等に対する質問・回答に関する事項
- （3）最低制限価格又は低入札価格調査（失格基準価格）に関する事項
- （4）工事費内訳書又は業務費内訳書の提出に関する事項（建設工事及び建設コンサルタント等の業務のみ）
- （5）契約保証金に関する事項
- （6）前払金・中間前払金に関する事項
- （7）入札参加資格要件の確認及び落札者の決定方法に関する事項
（設計図書等の頒布及び閲覧）

第7 設計図書等は原則として須坂市ホームページに掲載する。電子入札の場合は、電子入札システムに掲載する。その他の方法による場合は、入札公告に明示する。

2 設計図書等は、発注担当課において閲覧に供するものとする。

3 前各項の掲載及び閲覧は、入札日当日まで行うものとする。

（設計図書等に対する質問・回答）

第8 設計図書等に対する質問は、発注担当課を窓口とし、別で定める様式により行うものとする。

なお、質問及び回答は須坂市ホームページに掲載するものとする。

（入札参加申請）

第9 一般競争入札に参加を希望する者は、事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により入札参加申請を行うものとする。

2 申請書は、公告に明示した受付期間内に入札担当課へ持参するか、又は、受付期間内に到着す

るよう郵送により提出するものとする。なお、郵送により申請書を提出する場合は、あて先を入札担当課とし、「事後審査型条件付一般競争入札参加申請書在中」と明記の上、簡易書留又は一般書留によるものとし、切手を貼った返信用封筒を同封するものとする。

- 3 申請書は、須坂市ホームページからダウンロードするものとする。
- 4 受付期間最終日の受付は午後4時までとする。
- 5 受付期間を過ぎて持参又は郵送によって到着した申請書は受理しない。また、当該一般競争入札において明らかに入札参加資格を有さない者であると判明したときも受理しない。
- 6 申請書の提出は2部とする。提出された申請書に収受印を押し、一部を申請者に交付するものとする。
- 7 電子入札の場合は、電子入札システムにて入札参加申請を行う。
(落札候補者の決定)

第10 予定価格以下で最低の価格を掲示したもの(最低制限価格又は失格基準価格未満での入札者を除く。)を落札候補者とし、落札を保留するものとする。

- 2 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札候補者の順位を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行者はその者に代わって当該入札事務に関係のない市の職員にくじを引かせるものとする。
- 3 電子入札案件において、落札となるべき同価格の者が2名以上いた場合は、電子入札システムにより入札書を提出する際に入札者が選択した番号(以下「くじ番号」という。)を電子入札システムに入力し、システムのくじ機能により落札者を決定する。
- 4 前項の場合において、書面により入札書を提出した入札者については、あらかじめ入札書に記入してある番号をくじ番号として電子入札システムへ入力する。なお、くじ番号の記載のない場合又は判別のできない場合は、発注者が任意のくじ番号を入力できるものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第11 落札候補者は、落札候補者を決定した日の翌日(閉庁日を含まない。)までに、次に掲げる入札参加資格確認書類(以下「確認書類」という。)のうち公告で示した確認書類を入札担当課に提出しなければならない。

- (1) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)
- (2) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(建設工事のみ)
- (3) 建設業許可証明書(建設業許可通知書でも可)、登録証明書又は営業許可書等の写し
- (4) 納税確認書(様式第3号)
- (5) 施工・履行・納入実績調書(様式第4号)
- (6) 配置技術者調書(様式第5号)
- (7) 地域貢献等申出書(様式第6号)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公告で示した確認書類

2 落札候補者が、前項に規定する提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第12 入札担当課において落札候補者から提出のあった確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格以下で応札(最低制限価格又は失格基準価格未満での入札者をのぞく。)した次順位者から確認書類を求め審査する。なお、入札参加資格要件を満たしている者1者が確認できるまで順次行うもの

とする。

- 2 次順位の落札候補者となるべき者が2者以上となる場合は、別に指定する日時及び場所において、第10第2項の規定による方法で落札候補者の順位を決定する。
- 3 低入札価格審査基準価格（最低制限価格を設定した場合を除く。）を下回った場合には、須坂市建設工事に係る低入札価格審査会設置要綱（平成11年7月7日施行）に基づき、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定するものとする。
- 4 落札者の決定は、確認書類の提出があった日から起算した2日（閉庁日は含まない。）以内に行うものとする。
- 5 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の方法により連絡し、契約締結に必要な指示を与えるものとする。
- 6 第1項の審査において入札参加資格要件を満たさないと認められた者に対しては、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（入札参加資格がないと認められた者への説明）

第13 入札参加資格がないと認められた者は、第11第6項の通知をした日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を含まない。）に、市長に対して書面（様式第8号）により、入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の説明を求められたときは、前項の書面を受理した日の翌日から起算して4日以内（閉庁日を含まない。）に書面により回答するものとする。
- 3 前2項に係る書類は、事後に公表することがある。

（現場説明会）

第14 本要領により一般競争入札に付す案件は、現場説明会を行わない。

（申請書及び確認書類等）

第15 申請書及び確認書類並びにその他資料等（以下「申請書等」という。）について、特に必要があると認めた場合は、市長は説明を求めることができる。

- 2 申請書等に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出後の書類は返却しない。
- 3 申請書等を無断で他の用途に使用しないものとする。

（補則）

第16 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。